

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス（独自） A 6 : 通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。
2	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 非該当」とみなす。
3	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上）」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 非該当」とみなす。
4	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1 : 減算型」 「2 : 基準型」</p> <p>を新設</p>	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。
6	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」</p> <p>を廃止</p>	なし。
7	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」</p> <p>を 「一体的サービス提供加算」</p> <p>に名称変更</p>	(注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
8	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算〔申出〕の有無」</p> <p>を廃止</p>	なし。